

令和2年（ワ）第6225号，第31962号六ヶ所再処理工場運転差止請求事件

原告 中畷哲演 外233名

被告 日本原燃株式会社

準備書面 8

2021年9月30日

東京地方裁判所民事第37部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 弁護士 河 合 弘 之
ほか

原告池住義憲の具体的な権利侵害の内容及び本訴訟を提起した経緯は別紙のとおりである。

別紙

宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判

原告 池住 義憲

はじめに

私は日本聖公会名古屋聖ステパノ教会信徒です。大学3年の時受洗し、今日に至っています。大卒後、東京キリスト教青年会（東京 YMCA、1967～1980年）、アジア保健研修所（AHI、1980～1997年）、国際民衆保健協議会（IPHC、1997～2003年）三つの NGO で計 36 年間、アジア・アフリカ・ラテンアメリカの平和運動、地域開発活動に従事してきました。

青森県六ヶ所村の使用済み核燃料サイクル施設の運転によって、36年間 NGO 活動で培った私の平和と公正を希求する生き方が否定され、権利侵害が生じて不安を抱いていることを、以下、陳述します。

私は、関西電力大飯原子力発電所／高浜原子力発電所／美浜原子力発電所の南東約 120 キロ、中部電力浜岡原子力発電所の西約 100 キロに位置する愛知県に住んでいます。日本原燃株式会社が管理・運営する青森県六ヶ所村再処理工場から、直線にして南西約 800 キロのところまで。

1. 私の「いのちをつなぐ権利」

原発が稼働・運転され続ける限り、原発は使用済み核燃料を出し続け、再処理工場へ運ばれます。たとえ事故が起こらなかったとしても、使用済み核燃料は増え続けます。保管・貯蔵・再処理技術・最終処分施設とその方法や膨大な経費など、問題は

山積しています。解決の目途は、立っていません。このままではそれらすべての負荷と課題を、未解決のまま、次の世代以降に先送りするだけです。

私は、自らのいのちと暮らしと安全を憂っているだけではありません。このまま進むと、次の世代以降の人たちの環境・いのち・暮らしがどうなってしまうか、不安でしかたがありません。私たちのいのちを未来にどう繋ぐか。いのちをつなぐこと、これは私の生き方・人格そのものであり、権利です。今を生きる私たちは、その責任を持っています。責任を果たすためには、未来にいのちをつなぐことを真剣に考え、個人のみならず社会・国が取り組まなければなりません。

使用済核燃料・放射性廃棄物を後世に残すことは、今を生きる私の生き方、倫理に反します。六ヶ所村再処理工場運転が容認されると、私の「いのちをつなぐ権利」が否定され、侵害されます。私は、私の信仰に基づいて、私たちの幸せだけでなく、後世の人々の幸せを祈り実現させたいと願っています。現世代だけでなく、未来世代のためにより良い地球環境を残したいと願っています。

「いのちをつなぐ権利」を侵害することは、すなわち私の人生、私の生き方そのものを否定することです。“抽象的不安”や“単なる精神的苦痛”など、軽い言葉で片付けられるものでは決してありません。私が「いのちをつなぐ権利」を確信するに至った経緯は、次のとおりです。

2. 「いのちをつなぐ権利」を確信したドイツ、福島訪問

2015年11月、私は友人とドイツを訪問しました。その時、ドイツ脱原発倫理委員会（正式名称『安全なエネルギー供給に関する倫理委員会』）の中心的役割を果たした委員ミランダ・シュラーズさんにベルリン市内大学で会いました。

倫理委員会は、311直後の2011年4月4日、メルケル首相が設置しました。同年5月30日に報告書『ドイツのエネルギー大転換～未来のための共同事業』を提出するまでの8週間、活動を行いました。委員会は、政治家・研究者・国連関係者・大学教授・環境問題関係者・キリスト教会関係者・企業並びに労組関係者ら17名で構成されました。このなかには、原子力の専門家と電力会社関係者は一人もいません。どのようなエネルギーが提供されるべきかは、電力会社でなく社会が決めるべきだ、との考えからです。

ミランダさんは、「事故は起こる。起こったら他のどんなエネルギーより危険で、取り返しがつかない。原子力より安全なエネルギー源が存在する」と述べました。この三つは、ドイツが脱原発に舵を切った主要理由です。

委員会は、10年以内に原子力エネルギーの利用から撤退すると結論しました。報告書を受け取ったメルケル首相は、2020年末までに全ての原発稼働停止を閣議決定し、原子力法を改正しました。2011年当時18.6%だった再生可能エネルギーの比率を2020年までに35%にする目標を立てました。こうすれば、原発は必要ない。このためにかかるインフラ整備等のコストは「次世代への投資」であり、国全体の経済発展を刺激する大きな要因となる、としたのです。一時的に国民の負担が増えなくても、次世代のことを考えて舵を切ったのです。

「次世代への投資」、「次世代のことを考えて舵を切った」。そうかこれだ、と私は確信しました。目先の現世代の経済利益で判断するのではなく、次世代の人たちの生存といのちを視座の中心に置いて、今を生きる私の信仰、私の人格、私の価値観を大切に生きていくこと。私は、確信を持つことができました。

ドイツ脱原発倫理委員会が指摘した通り、実際、2011年3月、福島第一原子力発電所で事故は起きました。私は、2014年2月と3月、さらに2018年2月の計3回、福島県大熊町／浪江町／双葉町や岩手県陸前高田市を訪問しました。原発事故による被害の甚大さを自分の目で確かめるためでした。「事故は起こる」、「起こったら他のどんなエネルギーより危険で、取り返しがつかない」。まさにその通りでした。

3. 「いのちをつなぐ権利」の確信と“ジャストピース”

「ジャストピース」(Justpeace)とは、「公正にもとづいた平和」という意味です。ジャストピースのジャスト(Just)は、「公正／正義」。この場合のジャストは自分たち地域だけの公正／正義でなく、他の地域、他の社会、他の国の公正／正義を含みます。その「ジャスト」と「ピース(平和)」の二語を組み合わせた言葉です。

途上国の飢餓人口を拡大させ、途上国の生物多様性と環境を破壊させて成り立っている私たち先進国の経済“繁栄”と“豊かさ”は、ジャストピースとはいえません。ある人／ある地域を犠牲にして成り立っている平和は、ジャストピースではありません。

同様に、他者を傷つけて成り立つ安全、未来世代のいのちを脅かして得る繁栄と豊かさは、「ジャストセーフティ」(Justsafety)、すなわち、公正にもとづいた安全ではありません。最終処分施設とその方法の目途も全く立たないまま、六ヶ所村再処理工場の運転によって出される高レベル放射性廃棄物を後世に先送りする。それで得ている今の安全(セーフティ)は、ジャストセーフティではない。

今を生きる私たちの命も、未来に生きる人たちの命も、重さ・尊さは同じです。原発(核)問題は、その両方に迫る問題です。こうしたジャストピースという視点

／考え方は、私が 36 年間の NGO 活動とその後の大学教員研究で学んで得た大切な価値観です。私の生き方の基盤、信仰の基盤になっているものです。

おわりに

「我もはや生きるにあらず。キリスト我が内に在りて生きる者なり」。これは、私の信仰の基盤です。今から 56 年前の大学 3 年の時受洗して以来、大切にしている言葉です。

私は、まだ見ぬ未来の人たちの苦しみ、痛み、不安、恐怖などに、無関心、無感動で居られる人間ではありません。世代を超えて、他者の苦痛を自分の苦痛と感じる、限りなく感じ取ろうとする人間です。「いのちをつなぐ権利」は、誰からも侵害されたくありません。

六ヶ所村再処理工場運転を容認することは、私の人格の中心を構成している価値観、権利を侵害します。私の人生の否定になります。ゆえに、私は再処理工場運転を受忍することできません。再処理工場の運転差止めを求めます。

司法府は、どのような権力・圧力からも影響されることなく、独立して公正な判断を下し、権利侵害、不安などに苛まれている市民を救済する砦だと信じています。裁判長、裁判官、法と良心に基づいた公正な審議と判断をお願いします。

以上